

**銚子市外川漁港海業推進事業計画策定支援等業務に係る  
公募型プロポーザル選考委員会設置要綱**

**(目的)**

第1条 銚子市外川漁港海業推進事業計画策定支援等業務にあたり、最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に選定するため、銚子市外川漁港海業推進事業計画策定支援等業務に係る公募型プロポーザル選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

**(所掌事項)**

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業提案書等の審査及び候補者の選定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

**(組織等)**

第3条 委員会の委員は別表に定める者をもって組織する。

- 2 委員長は、千葉科学大学教授 木村栄宏とし、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、銚子市漁業協同組合専務理事がその職務を代理する。
- 4 選考委員会の事務局は、水産課に置く。

**(委員の任期)**

第4条 委員の任期は、プロポーザル募集を開始した日から契約の相手方となる候補者が選定される日までとする。

**(会議)**

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員会の会議は議事録を作成するものとし、委員長は、委員会の意見の取りまとめを行うものとする。
- 4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

**(補足)**

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 資料3

附則

#### (施行期日)

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表

委員
千葉科学大学 教授 木村 栄宏
銚子市漁業協同組合専務理事 大塚 憲一
銚子水産事務所長 坂本 英規
銚子漁港事務所長 土屋 健夫
観光商工課観光プロモーション室長 飯島 友美
水産課長 八角 貴志